

「(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例

2 内容

本条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する  
基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準(府省令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
学級の編制	3～5歳児における1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。 (従うべき基準)	1学級の幼児数は、3歳児の学級は25人以下、4歳児以上の学級は35人以下を原則とする。 ただし、3歳児の学級について、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合は、1学級の幼児数を35人以下とすることができる。	現行の大阪府基準では、3歳児の学級は原則1学級25人以下とされており、教育及び保育を適切に行うことができると認められた場合は、35人以下でも可とされている。 現在、大阪市内の認定こども園について大阪府基準が適用されており、国基準とすると現行の教育及び保育の質を確保できない恐れがあるため、現行の大阪府基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
設備	乳児室、ほふく室の面積は、国の保育所基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年省令第63号、以下、「設備及び運営基準」という。))を満たすこと。 ・乳児室 ...満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室 ...満2歳未満の園児のうち	乳児室、ほふく室の面積は、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪市条例第49号、以下、「条例」という。)に掲げる要件を満たすこと。 ・乳児室又はほふく室 ...乳児1人につき5.0㎡以上、満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上 市規則で定めるところによ	条例において、乳児室又はほふく室の面積は、乳児1人につき5.0㎡以上、満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上と定められている。 「市長が適当と認めるとき」は、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」第2条に定める要件に該当する場合とし、その場合に国基準とすることが現行、可とされている。 国基準とすると、現行の保育の質を確保できない恐れがあるため、現行の大阪市

項目	国基準（府省令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
	ほふくするもの1人につき 3.3㎡以上 （従うべき基準）	り市長が適当と認める場合は国基準に準じる。	児童福祉施設の設備及び運営の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
	調乳設備及び沐浴設備について規定なし	乳児の定員を設定する場合は、調乳設備を、満3歳未満の定員を設定する場合には沐浴設備を設置しなければならない。	現行大阪市では保育所認可審査時に利用乳幼児に対する衛生確保の観点から沐浴設備及び調乳設備の設置を指導していることから、国基準を上回る基準を設けるものとする。
	食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、設備及び運営基準第32条の2に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。 （従うべき基準）	食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、設備及び運営基準第32条の2に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、その場合は、栄養士等を置くよう努めなければならない。	現行の国基準においても、一定の要件を満たす場合に食事の外部搬入を認めている。その場合には「施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える」こととされており、国府省令（ ）においても同様である。また、市内の私立幼稚園の多くは外部搬入による食事の提供を行っている。このため、国府省令に定める基準を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、園児に対するアレルギー対応、食の安全確保等の観点から、栄養士等を置くよう努めることとして、国基準を上回る基準を設けるものとする。
上記以外	職員、設備及び運営等 ・職員の数等 ・園具及び教具 ・教育及び保育を行う期間及び時間 ・子育て支援事業の内容 ・掲示 等	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」

「(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 内容

本条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

項目	国基準(省令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
家庭的保育事業の設備の基準	家庭的保育事業にかかる乳幼児の保育を行う専用の部屋(以下、「保育室」という。)の設置階について規定なし	家庭的保育事業にかかる保育室等を2階以上に設ける場合は、国省令( )第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	現在の大阪市保育ママ事業においては、保育室の設置階については、大阪市保育ママ事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第10条(8)等に定めがあり、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第62号)が定められたことに鑑み、災害時の迅速な避難等の観点から、当該基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
家庭的保育事業及び小規模保育事業C型の設備の基準	幼児用バス(沐浴槽)についての規定なし	家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所は、幼児用バス(沐浴槽)を設置するものとする。	現在の大阪市保育ママ事業においては、幼児用バス(沐浴槽)の設置については、要綱第10条(9)等に定めがあり、大阪市保育ママ事業の受け皿と想定される家庭的保育事業及び小規模保育事業C型においても同様に、乳幼児に対する衛生の確保の観点からその基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
小規模保育事業A型及びB型並びに	沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いについての規定なし	小規模保育事業A型及びB型並びに事業所内保育事業を行う事業所は、乳児室又はほふく室及び保育室と区	現在の大阪市小規模保育事業においては、沐浴設備、幼児用トイレ及び幼児用手洗いの設置について、大阪市小規模保育施設設置・運営事業者募集要

項目	国基準（省令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
事業所内保育事業の設備の基準		画された沐浴設備及び幼児用トイレを設置し、また施設内に幼児用洗手いを設置するものとする。	項（以下、「要項」という。）5・(7)ウ等に定めがあり、乳幼児に対する衛生の確保の観点からその基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。また、事業所内保育事業も同様とする。
家庭的保育事業の職員	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児数は3人以下であるが、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とする。 （従うべき基準）	家庭的保育事業における保育を行うときは、少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者を各1人配置しなければならない。	現在の大阪市保育ママ事業（5人定員）においては、利用乳幼児数が3人以下でも、少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者が各1人以上必要であるとしており、乳幼児の安全性を確保するため、現行の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
小規模保育事業C型の職員	家庭的保育者1人が保育できる乳幼児数は3人以下であるが、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とする。 （従うべき基準）	小規模保育事業C型における保育を行うときは、乳幼児数が5人までの場合は少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者を各1人配置し、乳幼児数が8人までの場合は少なくとも家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者1人を配置し、乳幼児数が9人から10人までの場合は、少なくとも家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者2人を配置しなければならない。	現在の大阪市保育ママ事業（10人定員）においては、乳幼児数が5人までの場合は少なくとも家庭的保育者及び家庭的保育補助者を各1人配置し、乳幼児数が8人までの場合は家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者1人以上、乳幼児数が9人から10人までの場合は家庭的保育者2人及び家庭的保育補助者2人以上の配置を求めており、大阪市保育ママ事業の受け皿の一つと想定される小規模保育事業C型においても同様に、乳幼児の安全性を確保するため、現行の基準を踏襲し、国基準を上回る基準を設けるものとする。
食事の提供の経過措置	保育事業を行う者が、本条例施行日後に家庭的保育事業者等の認可を得た場合は、5年間調理員、調理設備、調理室に係る規定は、適用しないことができる。	本条例施行日前日までに、要綱等に基づき選定された施設が施行日後に家庭的保育事業又は小規模保育事業C型の認可を得た場合、条例施行後5年間、調理員、	現在の大阪市保育ママ事業の食事の提供方法については、保護者による持参（弁当等）又は外部搬入も認めていることから、大阪市保育ママ事業の受け皿と想定される家庭的保育事業及び小規模保育事業C型へ現行の保育

項目	国基準（省令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
	（従うべき基準）	調理設備に係る規定は、市長が認める場合に限り、適用しないことができる。	ママ事業が移行し、かつ市長が認める場合に限り、保護者による持参（弁当等）又は外部搬入も認めることとする。
小規模保育事業の保育室等の設置階	小規模保育事業における保育室等の設置階については、国省令（ ）第 28 条第 7 号に規定のとおりとする。 （参酌すべき基準）	本条例施行日前日において、要項等に基づき選定された事業者については、国省令（ ）第 28 条第 7 号（第 32 条において準用する場合も含む。）及び第 33 条第 7 号の規定は適用せず、保育室等の設置階に関する基準については要項等の例による。	現在要項等にて募集・選定している施設については、保育室等の設置階について国基準と異なる要件となっているため、本年度中までに大阪市小規模保育事業者として選定された施設には特例を設ける。
利用定員に関する経過措置	小規模保育事業 C 型の利用定員は、6 人～10 人であるが、国省令（ ）施行後 5 年間は、6 人～15 人とすることができる。 （従うべき基準）	小規模保育事業 C 型の利用定員に関する経過措置を設けない。	国の経過措置は、現在国が小規模保育運営支援事業（C 型）として補助するにあたり、補助要件として事業の利用定員を 6 人～15 人としていることに対する整合性の観点からのものであり、本市は小規模保育運営支援事業（C 型）を実施していないため、この経過措置は不要とした。
上記以外	職員、設備及び運営等 ・家庭的保育事業者等の一般原則 ・保育所等との連携 ・家庭的保育事業者等の職員の一般的要件 ・家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等 ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止 ・衛生管理等	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	国基準（省令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業所等に備える帳簿</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・苦情への対応</li> <li>・保育時間</li> <li>・保育の内容</li> <li>・保護者との連絡</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		

平成 26 年厚生労働省令第 61 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」

「(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例」骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 内容

項目	国基準(府令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
特定教育・保育施設の運営規程	運営規程に食事の提供方法について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等(調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入事業者名、アレルギー対応状況並びに栄養士等の配置状況(幼稚園を除く特定教育・保育施設)等を含む。)」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、施設を選択する上で重要な情報である。また、幼保連携型認定こども園の認可基準において、外部搬入を行う場合、栄養士等を置くよう努めることとしており、その配置状況も施設(幼稚園を除く特定教育・保育施設)の食事の提供に対する姿勢を保護者が知る上で重要な情報となることから、運営規程に「食事の提供方法等」を加える。
特定地域型保育事業者の運営規程	運営規程に食事の提供方法及び連携施設の設定状況について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等(調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入施設名及びアレルギー対応状況等を含む。)及び連携施設の設定状況」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、事業者を選択する上で重要な情報であり、また、連携施設についても、保育内容の充実、卒業後の受け皿の設定状況等の情報は、保護者にとって事業者を選択する上で重要な情報であることから、運営規程に「食事の提供方法及び連携施設の設定状況」を加える。

項目	国基準（府令）	大阪市基準案	大阪市の考え方
上記以外	利用定員に関する基準 運営に関する基準 ・内容及び手続の説明及び同意 ・あっせん、調整及び要請に対する協力 ・心身の状況等の把握 ・利用者負担額の受領 ・勤務体制の確保等 ・記録の整備 等	国基準どおり	国基準内容とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

本条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の骨子案は下表のとおりとする。

平成 26 年内閣府令第 39 号

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

「(仮称)大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

1 条例の名称

(仮称)大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 内容

本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

項目	基準の内容		本市の考え方
	国基準	本市基準	
支援の対象	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
施設・設備	遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備・備品等を備えなければならない。また、これらは当該放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専らその用に供するものでなければならない。  その他利用者に支障がない場合は、その限りではない。  児童1人当たりおおむね1.65㎡以上でなければならない。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
職員数及び資格	職員は2人以上配置すること。そのうち1人以上は「放課後児童支援員」として、別掲各項のいずれかに該当する者とし、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。  上記「終了したもの」は「修了した者(平成32年3月31日までに修了すること予定しているものを含む)」とする。  20人未満のクラブについて、2人以上の職員配置を原則としつつ、その他利用者に支障がない場合、職員1名が併設する施設との兼務を可とする(この場合の専任職員は「放課後児童支援員」であること)。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
児童の集団の規模	おおむね40人までとする。  児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営するか、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

項目	基準の内容		本市の考え方
	国基準	本市基準	
開所日数	1年につき250日以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	1年につき291日以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	本市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱に則り、現行の基準に基づき、設定する。
開所時間	平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。
上記以外	省令に定める事項 ・非常災害対策 ・取り扱いの平等 ・虐待等の禁止 ・衛生管理に関すること ・秘密の保持に関すること ・苦情への対応 ・保護者、関係機関との連携 ・事故発生時の対応 等	国基準による	現行の国基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であることから、国基準どおりとする。

(別掲)

放課後児童支援員について	
<p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p>	
<p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令 第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>	